

奈 政 行 第 9 号

平成 28 年 10 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 柿 本 元 気 様  
同 東久保 耕 也 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

### Ⅲ. 固定資産税(償却資産)の賦課について

#### 2. 結果及び意見

(1) 償却資産について、実際に現場を確認すべきである(結果)

(資産税課)

#### 【監査結果】

地方税法408条では、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないと規定している。

市では、毎年度、特定の業種(平成21年度:生命保険会社、平成20年度:銀行、平成19年度:病院)を対象に実地調査をしているとのことであった。しかし、課税時の償却資産のリストと調査時に事業所から入手する固定資産台帳及び減価償却明細書(償却資産以外を含む)との突合・調査する、書面による調査のことを「実地調査」と称していた。そのため償却資産の課税対象外か課税対象内かのチェックにとどまっており、資産の増減があるか否かは把握できていない。

その結果、申告がない事業者に対しては、推計課税をしている。推計課税とは過去に申告があった資産から課税年度までに資産の増減がなかったものとみなして課税する方法である。したがって、資産の増減があった場合には、固定資産税(償却資産)が不適切に計算されることになるため、事業所から固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに実地調査を行い、現場で償却資産の課税漏れがないかを確認するべきである。

#### 【措置の内容】

平成27年度から順次、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。

今後も定期的かつ計画的に現場確認を行うこととします。